

宮城県社会福祉協議会 女性活躍推進法に基づく情報の公表

女性活躍推進法に基づき、以下の情報を公表します。(令和7年4月1日現在)

1 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

(1) 管理職に占める女性労働者の割合

54.5%

(2) 男女の賃金の差異

区分	男女の賃金差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	86.2%
正規職員	94.8%
非正規職員	91.8%

○対象期間 : 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

○賃 金 : 基本給、賞与、通勤、時間外等の各種手当を含む。
ただし、退職手当は除く。

○非正規職員 : 嘱託職員及び臨時職員

2 職業生活と家庭生活の両立

男女の勤続年数の差異

男性職員 9年9箇月

女性職員 10年5箇月

差異 8箇月